平成２３年（フ）第８２号
兵庫県加西市田原町1447番地
債務者　新田芳子こと　金　　芳子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３１８号
香川県高松市岡本町928番地
債務者　秋好　文子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３８４号
香川県高松市宮脇町１丁目29番12号　マンションＫｅｉ302号室
債務者　黒淵　眞弓（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１４９号
香川県綾歌郡宇多津町1416番地２
債務者　羽床　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３８号
香川県観音寺市古川町389番地１
債務者　高橋　保子（旧姓伊瀬）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第７０号
福岡県大牟田市大字吉野267番地４　イーストムーン203号
債務者　立石　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第８７号
福岡県大牟田市大字岬1676番地　黒崎県営住宅20棟36号
債務者　松藤　正一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１８３２号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町２丁目61番地　メゾンド浅見１Ｃ号
債務者　トモ・クリエイトこと　髙橋　幸一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６１２号
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅３棟414号
債務者　仮屋　道夫
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６１３号
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅３棟414号
債務者　仮屋　奈美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８７号
沖縄県那覇市西３丁目９番３―901号　県営三重城市街地住宅
債務者　国仲　重美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１９４号
北海道苫小牧市汐見町３丁目７番26号　汐路マンションＢ201
債務者　佐藤　政文
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１９５号
北海道苫小牧市大成町１丁目10番１―1101号
債務者　澤崎　千春
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９６１号
仙台市青葉区荒巻中央９番25号　サンガーデン紘302、申立時の住所仙台市泉区将監４丁目14番３号
債務者　笹羅　亜矢
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９６５号
仙台市太白区鹿野３丁目19番１―208号
債務者　内村　美加（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９９９号
仙台市泉区松陵１丁目６番地の７、従前の住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字汐見町64番地
債務者　阿部　真司
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１８号
宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一25番地の35
債務者　後藤　丈史
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係